

■ご旅行条件書

※お申込みの際には必ず書面にご確認の上、お申込みください。

※本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

1、募集型企画旅行契約

本旅行は、ツーリズム徳島(以下「当社」という)が企画・募集・販売する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。また、契約の内容条件は、募集広告(パンフレット等)に記載されている条件の他、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

2、旅行の申込みと契約の成立

- (1) 当社所定の申込書(以下「申込書」という)に所定の事項を記入の上、当社が定める申込金と共に提出いただきます。
- (2) 当社は電話、メールなどの通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込金と申込書を提出していただきます。旅行契約は当社が契約を承諾し、申込書を受領した時に成立するものとします。
- (3) 申込金(お一人様当り):旅行代金が3万円未満の時は全額、3万円以上の場合、代金の20%以上(または全額)
- (4) 20歳未満の方のみのご参加は保護者の同意書が必要です。
- (5) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方、その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

3、旅行が中止になる場合

ご参加のお客様が当パンフレットに明示しない最少催行人員に満たない場合、旅行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算して13日目にあたる日より前までに、日帰り旅行にあっては3日目にあたる日より前までに中止する旨を通知します。

4、旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

- (1) 当パンフレットの旅行日程に明示した宿泊費、食事代、入場料及び消費税、入湯税など諸税が含まれます。
- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費は含まれます。
- (3) その他ホームページ、パンフレット、チラシなどにおいて、旅行代金に含まれる旨を表示したもの。上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。
- (4) 旅行日程に記載のない交通費(出発地までの交通費など)や個人的性質の諸費用は含まれません。(傷病・疾病に関する治療費など)

5、お客様からの旅行契約の解除・払戻し(取消料)

- (1) お客様はいつでも次に定める取消料をお支払いいただき旅行契約を解除できます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻いたします。申込金のみで取消料がまかなえない時は、その差額を申し受けます。
- (2) なお取消日とは、お客様が当社営業日・営業時間内に旅行を解除する旨をお申し出いただいた日とします。取消は当社営業時間内にお電話でお願いいたします。
- (3) お客様の都合でコースや宿泊施設を変更される場合も取消料が適用されます。

取消日(旅行開始日を含まず)	取消料
20日前～8日前	旅行代金の 20%
7日前～2日前	旅行代金の 30%
前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%

6、当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、お客様が被られた被害を賠償いたします。
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合は、当社は、(1)の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ②運送、運輸機関の事故。人災により発生する損害。
 - ③運送、宿泊施設のサービス提供の中止。
 - ④自由行動中の事故(行程中に自由行動の表示)
 - ⑤食中毒
 - ⑥盗難・忘れ物
 - ⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等。またはこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在の短縮。

7、お客様の責任

お客様の故意、過失、法令や公序良俗に反する行為、もしくはお客様が

当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社の損害に賠償しなくてはなりません。またお客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領する為、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、スタッフなどもしくは当社に申し出なければなりません。

8、特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡保証金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万～20万円、通院見舞金として1万～5万円、携行品に対する損害補償金(15万円を上限)、但し1個または一対についての補償限度額は10万円を支払います。尚、現金、クレジットカード、パスポート、免許証、各種データなどは対象外となります。

9、旅程保証

当社約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に所定の料率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。この場合、当社はおお客様の同意を得て変更の支払いに替え同等もしくはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。尚、当社が旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を上限とします。又、旅行者に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他旅行目的地的変更	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観、その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑨ 前各号に掲げる変更の内、契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

10、国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

11、個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡の為に利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において提供するサービスの手配、必要な範囲内において当該機関等に提供・利用させていただきます。

12、旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件及び旅行代金は、2023年3月1日を基準としています。